

第1回意見聴取反映WG検討会（2006. 8. 8 開催）結果報告		2006. 8. 21 庶務発信
開催日時	2006 年 8 月 8 日（火） 13:30～17:40	
場 所	京都リサーチパーク 西地区 4 号館 2 F ルーム 1	
参加者数	委員 9 名 河川管理者 20 名	

1. 決定事項

・ 今後の意見聴取反映WGの日程が下記の通りに決定した。

第1回意見聴取反映WG作業検討会 8月24日（木）10:00～15:00 ぱるるプラザ京都

第2回意見聴取反映WG検討会 8月29日（火）13:30～16:30 ぱるるプラザ京都

2. 検討の概要

① 意見聴取反映WGの進め方について

・ 関係住民の意見反映方法について意見を述べるのが流域委員会の仕事の1つだ。河川管理者から対話集会等の報告をして頂き、WGにてその総括をして頂きたいと思っている。集中的に審議を進めるためにもWGに専門家をお招きしてご意見を頂いてはどうかと考えている（住民参加部会長）。

・ 流域委員会への諮問は、河川法第16条2.4項を具体化させるためのものだ。「住民参加」を広く捉える概念もあれば、狭く捉える概念もある。広い概念から見れば委員会や知事に意見を聴くのも「住民参加」となるが、流域委員会は河川法16条2.4項を具体化するための答申をしなければならない。具体的に言えば、河川管理者から対話集会等の報告を聴いて総括し、委員会が提言した「対話集会」を発展させた具体的な手法を提案することだ。広い概念から見た「住民参加」と区別して審議していかなければならない。「社会的合意とは何か」についてもどこかの段階でまとめていく必要があるだろう。

・ 「関係住民」の意味についても審議する必要があるのではないかと。

←はじめから「関係住民」が決まっているわけではない。どういう獲得目標のもとで手続きをするかによって「関係住民」が決まってくる。例えば、地域の住民の意向を聴く場合は、「関係住民」も限定的になってくる。

←行政にとっての「関係住民」は補償の対象となるかどうか判断基準になってきた。しかし、流域の住民まで含めて考えないといけないという認識ができてくると思う。

←WGの役割は答申の作成だ。「関係住民」の定義は部会の宿題と考えて頂きたい（住民参加部会長）。

② これまでの住民参加に関する取り組みについて

河川管理者より、資料2-1～資料2-6を用いて、これまでの住民意見聴取の実施状況について説明がなされた後、意見交換がなされた。主な意見は以下の通り（例示）。

・ 聴取した住民意見を計画にどのように反映したのか（できなかったのか）。対立意見をどのように反映したのか。対話集会で困っていることは何なのか。よりよい対話集会の形式を検証するためにも、河川管理者にはそういった報告をお願いしたい。琵琶湖の河川保全利用委員会はワークショップ的な形式で開催されたようだが、ダムに関わる住民意見の聴取はどのような形式で行われたのか。

←住民意見には要望的な意見が多い。対応できるものについては整備内容シートに追加している（例えば、小泉川の落差工）。対応できない意見であってもHP等で答えを返している。対話集会では1つの結論が出るわけではないので、どう反映していくかが課題だ（河川管理者）。

←すべての対話集会を教科書的に同じやり方で開催しているわけではない。それぞれ工夫をして、よりよいと思う方法で開催してきた（河川管理者）。

・ 流域委員会は、公聴会の1つの方法として「対話集会」を提案して、河川管理者に取り組んで頂いた。参加者から意見を聴くだけでなく、賛成派・反対派が議論する場をつくることができたと思っているが、「対話集会」が意見聴取の方法として良かったのかどうか。良くなければどこが悪かったのか。河川管理者にお聞きしたい。

←「対話集会」という手法が有効な場合もあったが、十分に効力を発揮しなかった場合もあったというのが率直な感想だ。従来の対話集会では対象や地域が限定された問題を扱っていたが、不特定の大人数が参加する場合には「対話集会」は難しい手法だと思った。当初、河川管理者は入らずに実施したが、事実誤認に基づく議論が行われていても口が出せずに、非常にもどかしかった。また、ファシリテーターによってやり方が大きく違っていた（河川管理者）。

←参加者が自分とは違う意見を聴いて自分の意見を修正することがとても大切だと思う。高水敷の保全・利用に関する対話集会では、河川敷を利用したいと思っている人も自然環境を大切にしたいと思ってい

る人も、相手の立場の根幹の部分には若干の理解を示すようになった。その一方で、自分の意見が全く変わらないケースもたくさんあった。参加者がどういう立場で参加しているかが重要だ。参加者の立場がある特定の団体の代表であれば、意見の修正はありえない。どういう立場で参加してもらうかが課題の1つだろう（河川管理者）。

←事業の可否や限定した事項については、「対話集会」という手法も考えられるが、全体的な案に対する意見聴取の手法としてはよくなかったと思っている。

- ・平成15～16年度の対話集会については一定の総括がなされている。また、ファシリテーターと委員との意見交換会も開催した。これらをWGの共通認識にしておくためにも統一資料を作成しておいた方がよい。その上で、統一資料以外に必要な資料や質問事項を洗い出さないといけない。

- ・河川管理者の方針は住民意見によって変わる余地があるのか。

←第1稿以降の4年間、いろいろな方のご意見を聴き、なるほどと思った意見を取り入れて整備計画基礎原案や基礎案を作成してきた。河川管理者としての方針や考え方は持っているが、ご意見は真摯にお聴きし、鵜呑みにするのではなく、納得できるものは取り入れてきた。河川管理者は計画を決定しなければならない。後々、決定した計画に批判が出るかもしれないが、そのときは過去の判断基準が誤っていたのかどうかを検証するといったことを繰り返していくことが大切だろう（河川管理者）。

- ・「対話集会」が馴染まないケースにおける意見聴取の手法について考えないといけない。「対話集会」には改善点や反省点がある。委員会はきめ細やかな提案をする必要がある。

←ダムに対話集会では、それぞれの立場からたくさんの意見が出されていたが、「この場を利用してとにかく意見を述べる」という方が多かったように思う。どのような方が参加されるかを考慮した上で開催方法を考えないといけない。また、事実誤認の修正がないまま意見交換が進んでしまうことがあったので、途中で修正する工夫も必要だ。

- ・大戸川ダムにおける対話集会の満足度アンケート結果によれば、大半の人は対話集会を評価している。修正すべき点を洗い出し、住民の意識レベルを高める努力を長く続けて欲しい。

←大戸川ダムの対話集会では、ほとんどの参加者がダム賛成派だったため、アンケート結果も「対話集会賛成」になった。数字だけで判断するのは危険だ（河川管理者）。

- ・対話集会に参加していない人の意見をどう把握するのも重要だ。〇×をつける住民投票は危険なので、さまざまな設問を設けてないといけない。これまで無作為アンケートも試みられていないので、意見分布を把握していく工夫も必要になってくる。

←対話集会に参加していない方々の意見を網羅するのは不可能だろう。対話集会の他にもHPやお手紙等を通じてご意見を頂いている他、住民の方々から直接ご意見を頂くケースもある。そういった各種のアンテナに敏感に反応していくことが重要だと思う（河川管理者）。

- ・これまでに頂いた住民意見を計画のどの部分にどう反映してきたのかを報告してもらってはどうか。

←委員会が提言しなければならないことは、行政計画の形成過程における住民参加および住民意見聴取の手法として何が考えられるのか、何をやっておくべきなのか、河川法で規定されている手続きとして何が必要なのかということだ。WGは河川法第16条2.4項を具体化する方法がどうあるべきかを述べなくてはならない。これまでの対話集会の結果、場面毎に手法を使い分けなくてはならないということが分かってきたと思う。委員はそれぞれの場面における具体的な手法を示していかないといけない。計画素案ができてから意見を聴くケースと素案形成過程から意見を聴くケースでは、意見の聴き方が違う。住民意見反映とは手続きであり、素案形成の早い段階からその手続きを繰り返し行うことに河川法の「住民参加」の神髄があると思っている。住民意見を計画にどう反映させたかを詮索する必要はない。個々の議論の中でさまざまな意見を吸収しながらやっていくことが「反映」だろう。

- ・サイレントマジョリティーの反映についてどう考えるべきか。

←サイレントマジョリティーは、普段は意見を述べないが、自分に関係してくると（例えば災害）、意見を述べはじめる。平常時からサイレントマジョリティーの意見を代弁しているのが地方自治体の首長だろう。河川管理者は行政からもご意見を聴いているので、そういった視点から考えれば、サイレントマジョリティーは反映されていると言えるのではないかとと思っている。もちろん、サイレントマジョリティーから意見を得られるよい方法を教えてもらえればと思っている（河川管理者）。

以上

※結果報告は、委員の皆様主に決定事項等の会議結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させていただくものです。